

特定非営利活動法人
NPO法人おもてなしスノーレンジャー

定 款

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規程により設立する。
2. この法人は、特定非営利活動法人NPO法人おもてなしスノーレンジャーと称する。
3. この法人は、前項の名称を略称し『NPO法人 おもてなしスノーレンジャー』と称する。
4. この法人は、英語名で（略称の『NPO Omotenashi Snow Ranger』）と称する。

規定

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。
2. この法人は、前項のほか、その他の事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、北海道の雪の素晴しさとスキーの楽しさを、北海道に訪れる海外からの観光客に向け、初步的なスキー技術と安全に楽しむ方法を伝えスキースポーツに誘うための、スキーインストラクターの育成とその指導活動を支えることを目的とする。
そのため、北海道を世界に代表するスノーリゾートへと成長するため、語学とスキーの指導力を兼ね備えた人材の育成に必要な事業を行うため、産官学の連携による留学生向け人材育成プロジェクトチームを編成し育成事業と指導活動の事業を推進する。
また、有資格者の卒業後の資格継続更新と国内及び母国での指導活動の支援体制の確立と指導者交流事業を活発化させ、近隣アジアはもとより世界各国のスキースポーツの振興に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- ・社会教育の推進を図る活動
 - ・観光の振興を図る活動
 - ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ・国際協力の活動
 - ・子どもの健全育成を図る活動
 - ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ・前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第4条の特定非営利活動の種類に沿い下記事業活動を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 特定非営利活動に係る事業実施のため、専門プロジェクトチームの設置を行う
- ② 外国人が留学する大学等と連携し、外国人参加者の募集を行う

- ③ 留学生対象に、北海道認定スキー指導員資格取得にむけ専門の養成講習会を行う
- ④ 留学生(外国人)と共に、スキー普及活動を通じ諸外国に向けスキー観光誘致活動を行う
- ⑤ スキー技術向上とレベル別指導のため研修会や講習会及び技能検定会などを行う
- ⑥ スキー学校認定アシスタント養成と、認定講習検定会の企画運営を行う
- ⑦ スキー競技会及び競技志向者を対象に強化合宿及び講習会を行う
- ⑧ スノーアイベントの企画運営及び他団体等の事業受託と協力を行う
- ⑨ 外国の、国及び民間団体企業イベントなどの受託、又は指導者の派遣などを行う
- ⑩ スキーを通じ子どもの国際交流の企画運営と他団体事業の支援などを行う
- ⑪ スキー用品のリサイクル活動を通じ、参加留学生に向け寄贈事業を行う
- ⑫ 北海道スキー学校協会加盟校に、この法人登録有資格者の派遣などを行う
- ⑬ 留学生(外国人)有資格者を本会会員とし、SAJ 資格更新及び指導活動の支援を行う
- ⑭ 本会会員である、留学生有資格者の日本国内海外を含め指導活動の継続支援を行う
- ⑮ 前号に掲げる事業に付帯する事業を国内及び海外において行う
- ⑯ 公益財団法人 北海道スキー連盟教育本部の協力と支援を受け、独自に運営を行う
- ⑰ 公益財団法人 北海道スキー連盟加盟地方連盟と、事業開催の為共同し支援体制をとる
- ⑱ 本会会員は、インターネット等を活用し国内や海外に向け情報発信の広報活動を行う
- ⑲ この法人の、ブログ及びFacebook ページで賛助会員及び寄付金の支援要請を行う

2. この法人は、次の その他 の事業を行う。

- ① 本事業に関連する用品や本・CD-R、DVD 等の物品の斡旋及び販売事業を行う
- ② イベントの企画運営と、その会場にて飲み物・飲食物等の調理加工販売を行う
- ③ この法人は、独自のオリジナル商品及びスキー関連書物の制作配布及び販売を行う
- ④ その他特定非営利活動事業に関連する物品の配布及び販売事業を行う
- ⑤ 海外及び国内に於いて開催する事業活動の視察支援者を対象に旅行企画と運営を行う
- ⑥ 海外とのスキー観光ツアーの企画運営を行う
- ⑦ 本会会員の、情報交流会及び親睦懇親会等を行う

3. 前項に掲げる事業は第 1 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとしその利益は、第 1 項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の 3 種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下【法】という。）上の社員とする。

（1）正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び任意の団体及び法人

（2）指導者会員

この法人の目的に賛同して入会した指導有資格者及びそれに準ずる個人及び任意の団体

（3）賛助会員

この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した、個人及び任意の団体及び法人

2. 正会員は、社員として本会事業の全てを担当し総会議決権を有し、この法人の役員に選ばれることができる。
3. 指導者会員は、この法人の事業活動に参加協力し総会に参加できるが議決権は有しない。
4. 賛助会員は、この法人を支援し活動に参加できるが総会はオブザーバーとして参加できる。

(入　　会)

第7条 この法人に、入会を希望する者は、別に定める入会申込書に必要事項を記載し理事長に、申し込まなければならない、国籍は問わない。

(理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない)

(1) 正会員

正会員として入会しようとする者は、入会申込書に記載し入会金に初年度の会費を添えて、理事長に申し込むものとする。

(2) 指導者会員

指導者会員の入会は、この法人が行う事業に参加協力を希望する、スキー指導有資格者として、指導者会員入会申込書に記載し初年度会費を添え理事長に申し込むものとする

(3) 賛助会員

賛助会員の入会は、賛助会員入会申込書に記載のうえ理事長に申し込むものとする、理事長より入会承認の通知に合わせ、入会金及び年会費の納入振込先の案内を送付する

2. 入会承認は、理事長が行い非承認の場合は、理事長から理由を付した文書で通知する。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 本人及び団体より退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退　　会)

第10条 会員はこの法人を、退会しようとするときは退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除　　名)

第11条 会員が次の二に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 会員がすでに納入した、入会金及び会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 1名以上 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3. 理事のうち専務理事1名、常任理事3名以内を置くことができる。

(役員の選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は理事の互選により定める。

3. 役員の内には、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4. 専務理事は、理事長、副理事長を補佐してこの法人の日常の業務を処理する。

5. 常任理事は、常任理事会を構成し理事会の決定事項及び日常業務を処理する。

6. 理事は、理事会を構成し定款の定め及び理事会の議決に基づき業務を執行する。

7. 監事は、この法人の財産及び業務に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 財産の状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行状況に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べるこ

と、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するにいたったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき

(役員の報酬)

第19条 役員には、報酬は支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 会 議

(会議の種別)

第21条 この法人の会議は、総会、理事会及び常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常任理事をもって構成する。

(会議の権能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び活動予算、事業報告及び活動決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 理事として総会に付議する事項

3. 常任理事会は、総会及び理事会に付議すべき事項の処理及びその他総会の議決を要しない会務の執行にあたる。

(会議の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき

(2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(3) 第15条第7項第4号に定めるところにより監事が招集するとき

3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき

(2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(3) 監事から第15条第7項第5号に定める規定により会議の目的たる事項を示して請求があるとき

4. 常任理事会は、理事長が必要と認めるとき。

(会議の招集)

第25条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合は請求の日から15日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもつて、正会員、指導者会員、賛助会員、理事又は常任理事に対し少なくとも7日前までに通知しなければならない。副理事長、専務理事、

(会議の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に於いて、出席した正会員の中から選出する。理事会、常任理事会の議長は理事長が行う。

(会議の定足数)

第27条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(会議の議決)

第28条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き出席した構成員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の書面表決権等)

第29条 構成員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむをえない理由で会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、総会の表決については他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した構成員、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第40条の適用については会議に出席したものとみなす。^ば
4. 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員はその議事の議決に加わることが出来ない。

(会議の議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の総数及び総会に出席した構成員の人数及び氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては数とその旨を付記すること。）
理事会、常任理事会にあっては構成員総数とその出席者数及び氏名（書面表決者にあっては数とその旨を付すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過及び議決結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、捺印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品および補助金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、2種類とする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する資産
- (2) その他事業に関する資産

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他事業に関する会計の2種類とする。

(事業計画、予算、事業報告及び決算)

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

2. この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
3. この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定に係らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した構成員の3分の2以上の議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁

の認証を得なければならない。

- (1) 名称
- (2) 事務所（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (3) 目的
- (4) 特定非営利活動の種類及び事業の種類
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において構成員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、公益財団法人札幌スキー連盟教育本部に譲渡するものとする。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において構成員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公 告)

第44条 この法人のホームページに掲示するとともに、北海道新聞社に掲載する。

第9章 雜則

(細 則)

第45条 この法人の、定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず設立総会において定める。
設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	三品 章男
副理事長	安田 稔幸
専務理事	千葉 茂樹
常任理事	平田 真理子
常任理事	船戸 久美子
常任理事	治田 園子
理事	阿部 幸雄
理事	女澤 史恵
理事	猩々 桂子
理事	熊谷 修
理事	阿部 文靖
監事	黒宮 靖樹
監事	澤上 弘一

3. この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の定めに係らず設立の日から2017年9月30日までとする。
4. この法人の設立当初、事業年度の事業計画及び活動予算はこの定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から2016年9月30日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に挙げる額とする。
(1) 正会員 入会金 5,000円 年会費 5,000円
(2) 賛助会員 入会金 10,000円 年会費 一口10,000円 (一口以上)
(3) 指導者会員 入会金 0円 年会費 3,000円